

塙保己一先生の遺徳顕彰祭を開催します



総検校塙保己一先生遺徳顕彰会では、先生の命日である9月12日に、先生の遺徳をしのいで菊の花を供える遺徳顕彰祭を開催します。

みなさんの参列をお待ちしています。

日時 9月12日(水) 午後2時～4時

会場 セルディ

内容 来場者全員による献花

★総検校塙保己一先生遺徳顕彰会事務局（セルディ内）

☎8851

「第6回塙保己一賞」の候補者を募集します

埼玉県では、塙保己一先生の精神を受け継ぎ、障害がありながらも不屈の努力を続け社会的に顕著な活躍をしている人や、障害者のためにさまざまな貢献をしている人や団体に「塙保己一賞」を贈ります。

対象者

- ①大賞 国内在住の障害のある人
 - ②奨励賞 県内在住・在勤・在学又は在住したことがある40歳未満の障害のある人
 - ③貢献賞 国内在住の個人又は団体
- ※①～③の賞は視覚障害者だけに限定されたものではありません。他の障害のある人も、ぜひご応募ください。



応募方法 個人や関係団体等からの推薦（自薦も可）により、「推薦書」及び「候補者調書」に必要事項を記入のうえ、郵送・ファックス・電子メールで応募

※詳しくは、募集要項をご覧ください。必要書類は、セルディ・中央公民館・障害福祉課（市役所1階）にあります。また、埼玉県ホームページ（<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/hanawa/>）からもダウンロードできます。

応募先 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県障害者福祉推進課塙保己一賞担当

募集期限 8月31日(金) (当日消印有効)

選考方法 塙保己一賞選考委員会による選考を経て、埼玉県知事が決定

※12月に本庄市で表彰式を行う予定です。受賞者には賞状と記念品を贈呈します。

★埼玉県障害者福祉推進課塙保己一賞担当 ☎048-830-3309 ・ ☎048-830-4789

児玉南土地区画整理事業地内の

宅地公売を行います

市では、土地区画整理事業
施行地内の宅地（保留地）を
次のとおり公売します。

公売方法 公開抽選方式

抽選日 9月26日(水)

受付 9月3日(月)～7日

(金)10日(月)～14日(金) 午前

8時30分～午後5時15分

受付場所 都市計画課（市役
所2階）

申込資格・要件

- ・市税を滞納していない個人
- ・申し込みは、1世帯につき1画地まで
- ・契約金額の納付については
土地売買契約と同時に100万円を契約保証金として納付し、かつ残金を90日以内に納付できること

・本庄市が都市計画事業とし

て施行する土地区画整理事業の保留地処分に関する規則に従うこと

抽選会場 市役所5階504会議室

※詳しくは、都市計画課で配布している案内書をご覧ください。

★都市計画課 ☎1143

児玉南地区



	面積 (㎡)	単価 (円/㎡)	公売価格 (円)
①	320.08	24,100	7,713,928
②	356.32	13,700	4,881,584
③	508.49	12,900	6,559,521
④	336.62	20,300	6,833,386
⑤	173.38	17,500	3,034,150
⑥	110.95	18,500	2,052,575

深谷市・美里町・神川町・上里町と

公共施設の相互利用を行っています

本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町の5市町では、平成18年1月から公共施設の相互利用を行っています。

5市町の在住・在勤・在学者が、福祉施設やスポーツ施設などの公共施設を利用する場合は、施設のある市町在住者と同様の条件（利用制限や割り増し料金無し）で利用することが出来ます。

ぜひご利用ください。

★企画課 ☎1157

市税条例等の改正について

地方税法の一部改正に伴い、市税条例・都市計画税条例の一部を改正しました。

【市民税】

- ・退職所得に係る市民税について、10%軽減の特例を廃止します。（平成25年1月1日から）
- ・寡婦（寡夫）控除を受ける人で公的年金等に係る所得のみの人は、年金保険者に提出する扶養親族申告書に記載した場合、市民税の寡婦（寡夫）控除の申告が不要となります。（平成26年1月1日から）

東日本大震災の復興に係る関係法令の制定に伴い、本市において緊急に実施する防災のための施策に要する

【固定資産税・都市計画税】

費用の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度まで、個人の市民税の均等割の税額を500円加算し、3、500円とします。

・宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の特例は、「平成21年度から平成23年度まで」であったものを「平成24年度から平成26年度まで」に延長します。ただし、住宅用地の据置特例については、平成24年度及び平成25年度に限り負担水準が90%以上の場合に適用する経過措置を設けたうえで、平成26年度から廃止となります。

★課税課 ☎1122